「先端電子顕微鏡フォーラム」会員規則

趣旨

第１条　公益財団法人九州大学学術研究都市推進機構（以下「財団」という。）の下に、産学官連携交流支援事業の一環として、「先端電子顕微鏡フォーラム」（以下「フォーラム」という。）を設置する。本会員規則は、フォーラムの登録会員（以下「登録会員」という。）について、必要な事項を定める。

目的

第２条　フォーラムの目的は、以下のとおりである。

（１）　九州大学超顕微解析研究センター（以下「超顕微センター」という。）を中心とした電子顕微鏡法に関する教育研究ＣＯＥの支援を図る。

（２）　国内・国際産学官連携支援により基礎研究の深化と、社会のニーズを反映した応用研究を展開し、地域産業誘致策を先導するプロジェクトへの橋渡しを図る。

（３）　電子顕微鏡法に関して、登録会員の研究・研修支援を図る。

会員

第３条　登録会員とは、フォーラムの目的に賛同し、所定の手続きを経て登録された法人及び個人をいい、法人については、Ａ会員、Ｂ会員及びＣ会員に、個人については、個人会員に分類する。

２　個人会員については、次の各号に定める者を対象とする。

（１）　大学の学生・教職員。

（２）　超顕微センターの室長が特別に認める者。

会員登録手続き

第４条　登録会員になることを希望する者は、所定の様式にて財団に申込みを行い、財団の承認を受けなければならない。

会員の特典

第５条　本フォーラムの事業は年度単位を基本とし、Ａ会員、Ｂ会員及びＣ会員は、会員の種類に応じて、次の各号に定める特典を受けることができる。

（１）　情報サービス（Ａ会員、Ｂ会員及びＣ会員）
　　電子顕微鏡法関連ニュース、会員紹介、技術・製品紹介、研究報告他

（２）　コンサルティング（Ａ会員、Ｂ会員及びＣ会員）
　　電子顕微鏡関連技術相談、関連教職員の紹介他

（３）　登録会員の紹介（Ａ会員、Ｂ会員及びＣ会員）
　　財団及び超顕微センターのホームページ上での登録会員の技術及び製品等の紹介他

（４）　教育・研修支援（Ｂ会員及びＣ会員）
　　電子顕微鏡法関連研修他（年間２コース、各コース最大２名まで）

（５）　研究・技術支援（Ｃ会員）
　　超顕微センターの電子顕微鏡及び関連機器利用及び利用に係る指導他
　　（年間機器利用時間は２０時間まで）

２　個人会員は、前項に掲げる特典のうち、教育・研修支援の基礎コース、応用コースのみを受け

ることができる。
３　第１項第４号及び第５号の特典について、当該年度に使用しなかったものは、翌年度へ繰り越し可能とする。但し、一度繰り越しがなされたものを、再度繰り越すことは不可とする。

会費

第６条　Ａ会員、Ｂ会員及びＣ会員の会費は、年間それぞれ２４万円（うち財団への賛助会費３万円）、４８万円（同６万円）及び９０万円（同９万円）とし、財団が指定する期日までに指定の口座に振り込むものとする。
２　個人会員の会費は、次の各号に定めるところにより、財団が指定する期日までに指定の口座に振り込むものとする。
（１）　大学の学生・教職員については、基礎コース１回当たり３万円、応用コース１回当たり４万円とする。
（２）　前項以外の者については、基礎コース１回当たり６万円、応用コース１回当たり７万円とする。
３　前２項の会費については、登録会員が中途で本フォーラムから脱会する場合または会員特典を未享受の場合等その事由に関わらず返還しない。ただし、天災その他の不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱暴動など双方の責任でない自然的、人為的な現象をいう。）または止むを得ない事由により、フォーラム側が会員特典を登録会員に提供することができない場合においては、別途協議のうえ、登録会員が未享受の会員特典を勘案し返還額を取り決めするものとする。

年度中途会員の取り扱い

第７条　年度途中からの入会の場合には、前条第１項の会費ついては月割りとし、１円未満の端数は切り捨てとする。
２　前項の場合の会員特典については、次の各号の取り扱いとする。
（１）　第５条第１項第１号から第３号については、当該中途からの会員登録以降から年度末までの間（以下、「中途からの会員登録期間」という。）にフォーラムから提供される特典を受けることができる。
（２）　第５条第１項第４号については、年間２コースを１２で除したものに中途からの会員登録期間の月数を乗じた数（小数点以下の端数は切り上げ）のコースを受けることができる。ただし、当該中途からの会員登録期間に電子顕微鏡法関連研修他が開催されない場合は、本特典は付与しない。
（３）　第５条第１項第５号については、年間２０時間を１２で除したものに中途からの会員登録期間の月数を乗じた数（小数点以下の端数は切り上げ）の時間を機器利用することができる。
（４）　第９条第２項については、年間６０時間を１２で除したものに中途からの会員登録期間の月数を乗じた数の時間を機器利用延長することができる。

電子顕微鏡法関連研修他の追加受講

第８条　Ｂ会員及びＣ会員において、第５条第１項第４号に定める電子顕微鏡法関連研修他を、年間２コース、各コース２名を超えて受講を希望する場合は、あらかじめ、所定の様式にて財団に申込みを行い、財団の承認を受けなければならない。
２　前項の電子顕微鏡法関連研修他の追加受講数については、各コース２名までとする。
３　第１項の電子顕微鏡法関連研修他の追加受講に係る会費の増額については、基礎コース１名１回当たり６万円、応用コース１名１回当たり７万円とし、年度末に一括して財団から当該会員に請求を行い、当該会員は、財団が指定する期日までに指定の口座に振り込むものとする。

機器利用時間の延長

第９条　Ｃ会員において、第５条第１項第５号に定める電子顕微鏡及び関連機器（以下「先端電子顕微鏡等」という。）を、年間２０時間を超えて利用を希望する場合は、あらかじめ、所定の様式にて財団に申込みを行い、財団の承認を受けなければならない。

２　前項の機器利用時間の延長については、６０時間までとする。

３　第１項の機器利用時間の延長に係る会費の増額については、延長１時間当たり３万円とし、年度末に一括して財団から当該会員に請求を行い、当該会員は、財団が指定する期日までに指定の口座に振り込むものとする。

会員登録抹消届

第１０条　登録の抹消を希望する登録会員は、抹消しようとする日の１ヶ月前までに、所定の様式にて財団に対して登録抹消届けを提出しなければならない。

登録会員の抹消

第１１条　登録会員は、次のいずれかに該当する場合は、財団の決定により、登録を抹消されることがある。

（１）　登録申し込みにおいて、虚偽の事実を申告したとき。

（２）　フォーラムの事業運営を妨害したとき。

（３）　登録会員 ID について、貸与、譲渡又はその他の不正使用をしたとき。

（４）　フォーラム又は他の登録会員の信用を害する行為があったとき。

（５）　会費の滞納があったとき。

（６）　登録会員が、破産、会社更生手続き開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。

（７）　第１３条に定める遵守事項に違反したとき。

（８）　第１５条に定める秘密保持義務に違反したとき。

（９）　その他、本規則の重大な違反行為があったとき。

変更事項の届出

第１２条　登録会員は、住所、連絡先等の届出内容に変更があった場合は、速やかに財団に届出るものとする。

遵守事項

第１３条　登録会員は、本会員規則を遵守し、会員特典を受けるにあたっては、次の各号の取り扱いとなる旨に同意し、会員登録の申込みにおいて同事項を遵守する旨を誓約したものとする。

（１）　登録会員は、本フォーラムにより先端電子顕微鏡等を超顕微センターの指導のもとで使用（以下「共同使用」という。）する場合は、超顕微センターが指定する様式、方法等にて直接超顕微センターに申し込むものとし、使用に関し超顕微センターが定める規則等を遵守するものとする。

（２）　超顕微センター及び登録会員は、前号の先端電子顕微鏡等の共同使用に伴い、超顕微センターまたは登録会員へ情報、資料及び研究試料等を提供または開示する必要がある場合は、自己の裁量により、無償でこれを行うものとする。

（３）　前号の情報、資料及び研究試料等の提供または開示について、受領者に秘密保持義務を課す場合は、第１５条に従うものとする。ただし、超顕微センターまたは登録会員が同条の規定とは別に、双方での秘密保持に関する契約締結を希望する場合は、双方協議のうえ対応するものとする。

（４）　超顕微センター及び登録会員は、第２号に基づき提供を受けた研究試料等については、超顕微センター及び登録会員における先端電子顕微鏡等の共同使用にのみ使用するものとする。また、研究試料等について特段の扱いを当該提供者が希望する場合は、双方協議のうえ、有体物提供契約等の締結を行うものとする。

（５）　超顕微センター及び登録会員は、先端電子顕微鏡等の共同使用後に、提供した資料及び研究試料の返還を希望する場合には、その旨を提示して提供するものとする。

（６）　登録会員の会員登録に係る情報（社名、所在地、会員登録区分等をいう。）、フォーラム会員特典における登録会員の情報交換会及び電子顕微鏡法関連研修等への参加履歴、超顕微センター及び登録会員による先端電子顕微鏡等の共同使用に関する日時、回数等の使用履歴については、超顕微センター、財団及び登録会員ともに特段の手続きを要せずに外部に公表（開示を含む。）できるものとする。ただし、超顕微センター及び登録会員による先端電子顕微鏡等の共同使用に関する使用の目的、対象物、分析等の結果、指導・助言の内容等の取り扱いについては、第３号の規定を準用し取り扱うものとする。

（７）　超顕微センター及び登録会員の先端電子顕微鏡等の共同使用において、超顕微センターが登録会員に対し、特許（特許権、実用新案権、意匠権、及び上記各権利の登録を受ける権利、並びに外国における上記各権利（登録を受ける権利を含む。）に相当する権利をいう。）の発明（特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては創作をいう。）またはプログラム著作権（著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利をいう。）に係る著作物の創作などに関わる内容の指導又は研究等の活動を伴う場合は、双方協議の上、帰属及びその取扱いを決定するものとし、共有の権利については、別途共同研究契約等を締結し、対応するものとする。

情報等拡散の防止

第１４条　登録会員は、先端電子顕微鏡等の共同使用に関する情報等については、当該情報の拡散及び漏洩等防止の観点から、使用の目的、対象物、分析等の結果、指導・助言の内容等については、財団への提供または開示を要しないものとし、財団は当該情報等を登録会員または超顕微センターに求めないものとする。ただし、日時、回数等の使用履歴については、その限りでない。

秘密保持義務

第１５条　秘密情報とは、フォーラム事業に関連した情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（１）　文書（電子メール及びその添付資料を含む。）または各種媒体（図面・写真・試料・サンプル・ＣＤ－ＲＯＭ・その他電子媒体含む。）により開示された情報にあっては、開示のときに当該文書・媒体に秘密である旨が明示されていた情報。

（２）　口頭その他の方法により開示された情報にあっては、開示のときに秘密である旨の告知を受け、かつ当該開示の日から３０日以内に当該情報の内容・開示場所・開示日時等を相手方から文書により通知された情報。

（３）　第５条１項５号に定める研究・技術支援を通じて生成されたすべての電子データ及び有体物。

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しな

いものとする。
（１）　開示を受けまたは知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報。
（２）　開示を受けまたは知得した際、既に公知となっている情報。
（３）　開示を受けまたは知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報。
（４）　正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報。
（５）　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報。
（６）　書面により事前に相手方の同意を得た情報。

３　超顕微センター、登録会員及び財団は、フォーラム事業の実施にあたり、秘密情報について、本事業の実施及び管理のために秘密情報を知る必要のある者以外に開示又は提供してはならない。また、秘密情報を本事業以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。
４　前項の有効期間は、会員登録期間中及び会員登録終了日の翌日から起算して３年間とする。ただし、協議の上、この期間を延長し、または短縮することができるものとする。

損害賠償責任

第１６条　登録会員は、故意または重過失により、フォーラム事業、超顕微センターまたは他の登録会員に損害を与えた場合は、自己の責に帰すべき事由と相当因果関係にある範囲内で相手方が直接的かつ現実に被った損害（逸失利益は賠償の対象から除く。）について賠償しなければならない。

附則

本規則は、平成１７年１２月　９日から施行する。
本規則は、平成２４年　４月　１日から施行する。
本規則は、平成２５年　４月　１日から施行する。
本規則は、平成２６年　４月　１日から施行する。
本規則は、平成２９年　４月　１日から施行する。
本規則は、令和　４年　４月　１日から施行する。
本規則は、令和　５年　４月　１日から施行する。
本規則は、令和　６年　４月　１日から施行する。
本規則は、令和　７年　４月　１日から施行する。